

知って得する!

法律コラム

その取引、大丈夫? 契約書が会社を守る!



弁護士 小川夏菜

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。



こちらから企業法務サイトがご覧になります。

1 意外と多い「契約書ナシ」の取引

よつば総合法律事務所の小川です。「長年の付き合いだから口約束で十分」「契約書を交わすほどの話でもない」。そんな理由で、取引先と契約書を作っていない企業は少なくありません。中小企業を中心に、日々の業務が優先されて、法的な書面整備が後回しになる傾向があります。

しかし、その「ちょっとした油断」が、大きなトラブルを招くことも。契約書は、単なる形式的な文書ではなく、ビジネスの信頼性と安全性を担保する重要なツールです。

2 契約書の役割とは?

契約書には、主に3つの重要な役割があります。

1つ目は、当事者間で合意した内容を明確にするという役割です。口頭でのやりとりやそれまでの慣習だけでは、後から「そんな話はしていない」と主張される可能性があります。契約書があれば、誰が、いつまでに、何を、どのような条件で行うかといった取り決めを明確に残すことができます。

2つ目に、契約書はトラブルを未然に防ぐ手段であり、万が一紛争が起きた場合には重要な証拠となります。実際のビジネス現場では、取引内容や責任の範囲について争いが生じることがあります。契約書がなければ、契約の存在自体やその内容を証明することが難しく、解決までに時間がかかったり、納得のいかない結果に終わったりする可能性があります。

3つ目に、契約書は当事者に契約内容を守ろうという意識を持たせる効果があります。書面として残すことで、双方が法的な責任を負っていることを認識し、ルールを遵守しようとする姿勢が高まります。結果として、信頼関係の構築や、安定した取引にもつながっていきます。

3 契約書を作るときのチェックポイント

契約書を作成する際には、いくつかのポイントを意識する必要があります。まず、自社と相手方双方の意思が正しく反映されているかどうかを確認しましょう。テンプレートのまま使用すると、実際の取引内容と合致しない場合があるため注意が必要です。

また、自社にとって著しく不利益な内容が含まれていないかも重要な確認事項です。例えば、損害賠償の範囲や契約解除の条件などは、内容次第で大きな負担を背負うことになりかねません。さらに、契約書の条項が適法であるか、法令違反となる内容が含まれていないかもチェックしておくべきです。

加えて、実際に紛争が起きた場合に予防や解決に役立つ内容になっているか、そして契約内容が現実的で実効性のあるものになっているかも検討しましょう。形式だけ整っていても、曖昧な表現や解釈の余地が多い条文では、かえって問題の火種になりかねません。

4 専門家の活用でトラブルを未然に防ぐ

契約書は取引の実情や業種によって大きく異なります。ネット上のテンプレートをそのまま使うのは一見便利ですが、法改正に対応していなかったり、自社の取引に適さない内容が含まれていたりする可能性があります。注意が必要です。一見形式が整っているように見えても、肝心の条項が抜けていたり、不利な内容になっている場合もあります。

こうしたリスクを避けるためには、弁護士などの専門家に相談するのがおすすめです。契約書の内容が適法で、実効性や紛争予防の観点からも十分かどうかをチェックしてもらうことで、後のトラブルを未然に防ぐことができます。顧問弁護士がいない場合でも、スポットでの依頼に応じてくれる法律事務所は多くあります。ビジネスの安全を守るために、専門家の視点を取り入れることをおすすめします。